

平成30年度名古屋市サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修実施要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

愛知県からの受託により名古屋市が実施

3 研修対象者

名古屋市内に所在する事業所等にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置（予定）の者。（ただし、第2分野地域生活（身体）を申し込む者は愛知県実施研修の対象）
※名古屋市実施研修に申し込みをする者は愛知県の実施する研修には申し込みできない。

4 受講対象者及び事業所別申込人数の上限

サービス管理責任者研修	
○ 平成31年4月1日時点で「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）一イ（1）（一）及び「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）の一部改正」（平成29年厚生労働省告示第98号）に規定する実務経験期間を有していること。	
第1分野 介護	○ 生活介護、療養介護を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者 ○ 各事業所・施設1人とする。（ただし、定員が61人以上100人以下の場合は2人、101人以上の場合は3人まで可とする。）
第3分野 地域生活（知的・精神）	○ 自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（障害種別を問わない）、自立生活援助を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者 ○ 各事業所・施設1人とする。 （ただし、定員が31人以上の場合は2人まで可とする。）
第4分野 就労	○ 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者 ○ 各事業所・施設1人とする。（ただし、定員が61人以上の場合は2人まで可とする。就労定着支援については、利用者数61人以上の場合は別に1名まで、さらに101人以上の場合は別に2名まで可能とする（「別に」とは兼務を除いた配置数を表す）
児童発達支援管理責任者研修	
以下の全てを満たすこと。	
○ 平成31年4月1日時点で「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）の一部改正」（平成29年厚生労働省告示第83号）に規定する実務経験期間を有していること。	
○ 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を実施又は実施予定の事業所（施設）に従事又は従事予定の者	
○ 各事業所・施設1人とする。	

※障害者支援施設については、実施する日中活動サービスの分野を受講する。

5 研修内容

(1) サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修カリキュラム

科	目	区分	内 容	時間数
サービス管理責任者*の役割に関する講義	障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割	共通	障害者総合支援法における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理責任者の基本的な役割等について解説	2
	サービス提供のプロセスと管理	共通	サービス提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説	2
	サービス提供者と関係機関の連携	共通	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2
アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	アセスメントとサービス提供の基本姿勢	分野別	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについての解説	3
サービス提供プロセスの管理に関する演習	「サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究①」(アセスメント編)	分野別	標準的なサービス提供のプロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性やサービス内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する。	4
	「サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究②」(個別支援計画編)	分野別	障害内容等の異なる困難な事例を用いて、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかといった観点で演習を展開する。	3
	サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)	分野別	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する。	3

※児童発達支援管理責任者研修においては表中「サービス管理責任者」を「児童発達支援管理責任者」として実施

6 研修日程

	日 程	場 所
合同講義		
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	H30. 10. 5 (金)	中区役所ホール (名古屋市中区栄四丁目1-8)
サービス管理責任者分野別講義・演習		
第1分野： 介護	H30. 12. 6(木)～7(金)	市総合社会福祉会館 大会議室 (名古屋市中区清水四丁目17-1)
第3分野： 地域生活(知的・精神)	H30. 10. 23(火)～24(水)	市総合社会福祉会館 大会議室 (名古屋市中区清水四丁目17-1)

第4分野： 就労	①H30. 11. 8(木)～9(金)	市総合社会福祉会館 大会議室 (名古屋市北区清水四丁目17-1)
	②H30. 12. 26(水)～27(木)	
児童発達支援管理責任者研修講義・演習		
児童発達支援管理 責任者	①H30. 10. 30(火)～31(水)	市総合社会福祉会館 大会議室 (名古屋市北区清水四丁目17-1)
	②H30. 11. 15(木)～16(金)	
<p>注) ※研修時間及び受付時間は、受講決定通知により通知する。 ※日程は、会場の都合等により変更する場合もあるため、受講決定通知に記載の日程及び場所を必ず確認すること。 ※第4分野、児童発達支援管理責任者の講義・演習については複数回開催する内の、1回を受講することになるが、受講日程については、市において決定する。</p>		

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件は、実務経験とサービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者研修）修了の他に、相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間連続）を受講する必要があります。

相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）		
(名古屋市内の事業所に配置（予定）の者)	H30. 10. 3(水)～4(木)	鯉城ホール (名古屋市中区栄一丁目23番13号伏見ライフプラザ5階)
<p>注) ※研修時間及び受付時間は、受講決定通知により通知する。 ※日程は、会場の都合等により変更する場合もあるため、受講決定通知に記載の日程及び場所を必ず確認すること。</p>		

7 申し込み方法等

(1) 提出書類

- ・「受講者推薦及び申込書」(別紙1)【紙媒体】
 - ・「受講者推薦一覧」(別紙2)【1つの法人から複数名推薦する場合に提出】
- ※必ず法人の代表者から推薦を受けること。また、必要事項の記入漏れがないようにすること。

(2) 申し込み期限

平成30年6月15日(金) 期限厳守

※郵送もしくはご持参にてご提出ください。(メール及びFAXは不可)

※郵送の場合、6月15日の消印有効

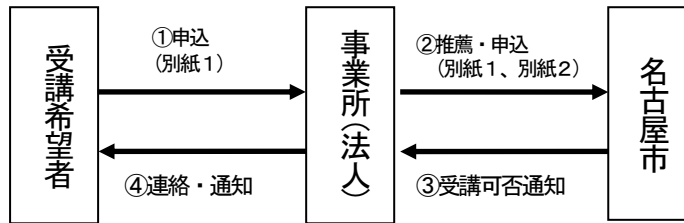
(3) 提出先及びお問い合わせ先

- ・サービス管理責任者研修(第1分野、第3分野及び第4分野)
〒460-8508(住所不要) 名古屋市健康福祉局障害者支援課指定指導係 (Tel.052-972-3965)
- ・児童発達支援管理責任者研修
〒460-8508(住所不要) 名古屋市子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係 (Tel.052-972-3187)

(4) 定員

- ・第1分野…64名
- ・第3分野…64名
- ・第4分野…128名
- ・児童発達支援管理責任者…144名 合計 400名

(5) 申込等の流れ図



8 受講決定

(1) 受講決定通知時期

平成30年8月末頃

(2) 受講決定にあたって考慮する事項

- ・必要なサービス管理責任者等の研修を修了した者が欠員となっている事業所であること。
- ・既に事業を開始し、現在サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事しているが、経過措置等により研修が未受講となっている者であること。
- ・事業開始予定時期 等

9 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

県は定められた全科目を出席した者に対して、修了証書番号、修了年月日、生年月日、氏名及び修了分野(サービス管理責任者研修の場合)等を記載した修了証書を交付する。

(2) 修了者名簿の管理

上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿については愛知県において作成、管理する。

10 申し込みにあたっての留意事項

- (1) 名古屋市外に所在する事業所にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の方は、愛知県が実施する研修を受講してください。
- (2) 申込期限後の受講者の変更は原則として認めません。サービス管理責任者又は児童発達管理責任者としての配置について、受講申込者本人としっかりと調整したうえで推薦してください。(ただし、受講者の体調不良、その他予見不能なやむを得ない事情による場合を除く。)
- (3) 受講決定は、所属法人(事業所等)からの推薦を前提とします。
- (4) 研修受講の意義・目的などを十分認識した上で、参加してください。
- (5) 合同講義等を免除された者を除き、全日程出席する必要があります。
- (6) 遅刻・中抜け・早退は認めません。(欠席扱いとします。)
- (7) 本人確認書類(運転免許証等の本人であることが確認できるもの)を携行してください。受講決定された御本人が受講しているかどうか、本人確認をする場合があります。
- (8) 受講態度等に問題がある場合は退席させ、研修修了証書をお渡しできない場合があります。
- (9) 分野別の講義・演習は、事前課題を基に演習等を行います。必ず事前課題を作成し、指定された時間(分野別研修の受付時)に提出してください。(指定された事前課題の提出がない場合は受講を認めません。)
- (10) この研修は「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」になるための研修であり、各事業所の「管理者」や居宅介護事業所等の「サービス提供責任者」になるための研修ではありません。
- (11) 受講料は、無料です。
- (12) 受講決定をもって、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験を証明するものではありません。